

## 会員及び会費規程

理事会は、定款第 3 章の規定に基づき会員及び会費に関する規程を次のように定める。

### 第 1 章 会 員

(正会員)

第 1 条 正会員となることのできる不動産鑑定士（不動産鑑定士補含む。）又は不動産鑑定業者とは、不動産の鑑定評価に関する法律（以下、「鑑定法」という。）第 15 条又は第 22 条の登録を受けた者をいう。

(団体会員)

第 2 条 団体会員となることのできる士協会とは、鑑定法第 48 条に基づいて届出を行った社団のうち、本会が適当と求めるものをいう。

2 前項の本会が適当と認めた社団とは、定款第 5 条第 2 項に該当する社団をいう。

(特別会員)

第 3 条 特別会員となることのできる者は、不動産の鑑定評価に関する学識経験者又は経験豊富にして理事会の承認を得た者をいう。

2 前項の理事会の承認を得た者とは、本規程で定める基準及び手続に基づき会長が承認した者をいう。

3 特別会員は、次の各号のいずれかの法人の役職員等を経験し、なおかつ不動産の鑑定評価又は不動産鑑定業に関する調査、研究、審査若しくは監督について 5 年以上責任のある地位にあった経験を要するものとする。

(1) 行政機関

(2) 大学・研究機関

(3) 公共の利益となる事業を目的とする法人

(4) 資本金又は出資金 1 億円以上の法人

(5) 10 人以上の不動産鑑定士を有する法人

4 特別会員になろうとする者は、会員 2 名以上の紹介を必要とする。

(名誉会員)

第 4 条 名誉会員となることのできる者とは、本会に特に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者をいう。

(不動産鑑定業者)

第5条 会員となる不動産鑑定業者は、下記の事項を会長に届け出なければならぬ。

- (1) 主務官庁に登録した不動産鑑定業者代表者1名
- (2) 従たる事務所
- (3) 法人における資本金及び出資金
- (4) 所属する不動産鑑定士の数

2 前項の代表者が不動産鑑定士である場合には、不動産鑑定士としても会員となる。

3 「会費規則」第1条及び第3条に規定する不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士とは、本会に正会員登録している不動産鑑定業者に所属し、かつ本会の正会員である不動産鑑定士をいう。

4 「会費規則」第4条第2項及び第6条により通常会費の徴収を受けていない者は、会員権のうち、本会における選挙権及び表決権を有しない。

5 「会費規則」第4条第2項、第6条及び第7条により通常会費の徴収を受けていない者が不動産鑑定業者の代表者でなくなった場合、通常会費等の納入起算日は定款第10条第3項の届け出があった日とする。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体で、理事会の承認を得た者をいう。

2 前項の理事会の承認を得た者とは、本規程で定める基準及び手続に基づき会長が承認した者をいう。

3 賛助会員になることのできる個人とは、次の各号の一のいずれかに該当することを要する。

- (1) 鑑定法第8条の「不動産鑑定士試験」に合格した者又は旧法第7条の「第二次試験」に合格した者
- (2) 本会の目的に賛同し、事業活動を支援する意思のある個人
- (3) 本会の目的に賛同し、本会が行う事業活動を支援する意思のある法人

4 特別会員又は正会員となる資格を有する者は、賛助会員となることはできない。

5 賛助会員が持つ権利とは、本会における各種施設利用権及び研修への参加権並びに情報の提供を受ける権利のことをいう。

(入会の不承認)

第7条 会長は、次に該当する者には入会の承認を与えてはならない。

- (1) 定款第13条第1項及び第2項の規定により除名の処分を受けて3年以上経過していない者
  - (2) 会員としての義務を履行せずに退会し1年以上経過していない者
- 2 会長は、前項各号に該当する期間を経過した者について必要が認められる場合には、入会の承認を与えないことができる。
- 3 会長は、前2項における場合のほか本会への入会が会員の綱紀保持上不適当と認められる事由のある者に対しては、入会を承認しないことができる。

(入会の承認及び登録)

第8条 会長は、入会の承認を与えたときは入会承認通知書を交付しなければならない。

- 2 会長は、会費規則に定める入会金及び通常会費が納入されたときは、第17条に定める会員名簿に必要事項を登録し、会員登録済証を交付しなければならない。
- 3 会長は、会員登録を終えた会員から会員証の交付を求められたときは第17条に定める会員証を交付しなければならない。

(退会の通知)

第9条 会長は、会員から退会届を受理したときは会員名簿から削除し、削除済通知書を交付しなければならない。

(退会の保留)

第10条 会長は、懲戒手続に付された会員については退会の申出があっても懲戒手続が終了するまで退会を認めないものとする。

## 第2章 会費

(通常会費)

- 第11条 正会員は、「会費規則」第3条及び第4条の通常会費を、特別会員は同規則第6条の通常会費を、上半期(当年4月1日から9月30日)までと下半期(10月1日から翌年3月31日まで)に分け、それぞれ6ヶ月分単位で前納しなければならない。ただし、6ヶ月分をこえて前納することを妨げない。
- 2 期の途中から入会した場合は、入会日該当月分から当該半期終了月分まで、通常会費を納入するものとする。
  - 3 期の途中から従たる事務所を登録した場合には、登録日該当月分から当該半期

終了月分まで、「会費規則」第 3 条第 2 項に規定する加算額を納入するものとする。

(不動産鑑定業者の通常会費の取扱い)

第 12 条 不動産鑑定業者の通常会費は、原則として、半期の 6 ヶ月単位で設定し、当該半期内での会費区分の変更はこれを行わない。

なお、会費区分の設定基準日（上半期 4 月 1 日又は下半期 10 月 1 日）から 7 日間経過する日までを不動産鑑定業者の申請に基づく更正期間とする。

2 不動産鑑定業者の入会金については、原則として「会費規則」第 1 条に定める入会金を納入すれば、その後の入会金区分の変更による入会金差額の納入を要しない。

(資格変更等の入会金及び通常会費)

第 13 条 会員が資格変更等により、次の各号の一に該当した場合は、入会金及び通常会費の差額を納入しなければならない。

- (1) 不動産鑑定士である会員が、主務官庁に不動産鑑定業者として登録したとき
- (2) 不動産鑑定士補である会員が、不動産鑑定士又は不動産鑑定業者として、主務官庁に登録したとき
- (3) 個人の賛助会員が、不動産鑑定士又は不動産鑑定業者として、主務官庁に登録したとき

2 前項の変更は、それぞれ主務官庁に登録した日を起算日とする。

3 会員が入会金を異にする資格に該当するに至った場合又は会員の種別を変更する場合であっても、後の入会金の金額が前の入会金の金額以下であるときは、既納の入会金は返還しないものとする。

4 会員が資格を異にすることにより、通常会費の金額が前の通常会費の金額以下に該当するときは、定款第 10 条第 3 項の届け出があった日を通常会費の起算日とする。

(特別会費)

第 14 条 特別会費は、特別の支出にあてるために賦課するものとし、その額及び納期は総会において定める。

(納入猶予)

第 15 条 会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、通常会費又は、特別会費の納入の猶予を求めたときは、1 年を限度として納入時期を猶予することができる。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会長は、会員が通常会費又は特別会費を 1 年以上滞納し、かつ督促をしてからさらに 1 年間会費を納入しないときには、定款第 12 条第 1 項第 3 項の規定に基づき会員資格を喪失する手続きを行う。

2 前項の場合、会長は、理事会の承認を経て、当該会員を退会したものとみなして会員資格を消除することができる。

3 会長は、会員資格を消除したときはその旨を会員に対して、通知又は公表しなければならない。

### 第 3 章 補 則

(会員名簿及び会員証)

第 17 条 会員名簿に登録された事項に変動が生じたとき、会員又はその相続人若しくは法定代理人等は、2 週間以内に書面をもって会長に届け出なければならない。

2 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の登録事項の変更を行うことができる。

(1) 前項による届出がない場合で、当該会員の登録事項の変更が明白な場合

(2) 不動産鑑定業者から、現に所属する又は所属していた不動産鑑定士に関する変更の届出があったとき

3 会員名簿及び会員証の必要的記載事項及び手続きについては、業務執行理事会の議を経て会長が別に定める。

(地域単位及び都道府県単位の所属)

第 18 条 本会の会員は、事務所・勤務箇所のある地域及び都道府県に所属する。

2 勤務箇所を有さない会員については、住所地のある地域及び都道府県に所属する。

3 本会の会員は、原則として、前 2 項で所属するとされた都道府県に存する不動産鑑定士協会にも併せて入会しなければならない。

4 会員の所属する地域及び都道府県の変更は、届出を受理した日を以って行う。

(補 則)

第 19 条 本規程の施行に関し必要な事項及び手続きについては、会長がこれを定める。

## 附 則

本規程は、本会が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「連合会」という。）として、設立登記を行った日から、これを適用する。

ただし、平成 24 年 4 月 1 日までに本会が連合会とならない場合は、「平成 24 年度の通常会費の徴収に関する決議」（平成 24 年 1 月 17 日理事会決議）に基づき、本規程を先行適用して運用を図ることとする。

## 附 則（平成 24 年 5 月 22 日一部改正）

この改正は、平成 24 年 5 月 22 日よりこれを施行する。

ただし、第 11 条第 3 項は、平成 24 年度から適用するものとし、平成 24 年 3 月 31 日以前に従たる事務所を登録している場合には、平成 24 年 4 月分から「会費規則」第 3 条第 2 項に規定する加算額を納入するものとする。